

葉山町立学校の教員の  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

葉山町教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

## 1 計画の趣旨、現状

葉山町教育委員会は、令和2年に、「学校における日々の業務を見直し、整理及び改善を行うことで、教員が、授業づくりをはじめ児童・生徒に関わる業務に専念する時間を確保するとともに、一人ひとりが適正な休憩や休養をとり、心身ともに健康で充実した生活を送ることで、ゆとりをもって児童・生徒への指導・支援を行う」ことを目的に、「葉山町立学校における働き方改革推進指針」（以下「町指針」という。）を策定し、次の遵守事項を掲げ、働き方改革の取組を進めてきました。

### ○業務を行う時間の上限

⇒1か月の時間外在校等時間について 45時間以内

1年間の時間外在校等時間について 360時間以内

### ○教育委員会が講ずべき措置

⇒在校等時間をタイムカード等により客観的に計測し、公文書として管理する。

その結果、一定の改善はみられるものの、依然として、月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。

こうした中、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「改正給特法」という。）において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられました。令和8年4月から施行されることに伴い、葉山町立学校における働き方改革の実効性を高め、取組を加速化させるために、本計画を策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、国や県から示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、本町の実情を踏まえる必要があることから、市指針を基本とし、国や県の参考例に沿って「葉山町立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めるものとします。

## 2 目標

### 長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教員の割合を 0% に近づけます
	年 360 時間超の教員の割合を 0% に近づけます

**ウェルビーイングの向上** \*ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良い状態にあること。

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上を目指します
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上を目指します

※これらは県指針においても、県・市町村教育委員会共通の目標として設定しているものです。

## 3 計画の期間

令和 8 年度から 11 年度までの 4 年とします。

ただし、令和 9 年度までを「重点改革期間」に設定し、目標の早期達成を目指します。

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本町の実情に応じて、位置付けを整理した上で、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定めています。

##### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 現在も各小学校においては、地域人材や保護者と連携しながら登校時の見守り活動を実施しており、学校と地域が協働する体制が構築されています。今後も、学校と連携しながら見守り活動について地域主体の取組を促進し、教員との役割分担を明確化していきます。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導等された時の対応

- 放課後、特に勤務時間外における校外の見回りについては、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合、地域・他校との関係上必要と考えられる場合を除き、学校による対応は原則行わないこととします。
- 児童・生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

(ウ) 学校徴収金等の徴収・管理

- 給食費については公会計化を実施していますが、教材費等の私費会計については学校ごとの実情が異なり、直ちに全面公会計化を行うことは難しい状況があります。
- このような状況を踏まえ、私費会計業務の見直しを進めるとともに、スクールサポートスタッフの活用等により、教員の負担軽減に取り組みます。また、更なる負担軽減に向けて、出納管理システムの導入等についての検討を行います。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 両中学校区に設置された学校運営協議会のもと、地域学校協働活動推進委員が地域関係者間の連絡調整を担う体制が整えられています。今後も、こうした調整機能が十分に発揮されるよう、体制の維持・支援に努めます。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 県教育委員会に配置されているスクールロイヤーを活用し、学校現場で発生する諸課題について、学校が法的側面から助言を得られるよう支援します。また、保護者等からの過剰な苦情等を含め、学校と保護者等との間で解決が困難な問題については、弁護士と連携した対応が可能となる体制の構築に努めます。
- 保護者・地域からの相談等を的確に把握するため、通話録音機能を導入しています。

また、自動音声応答により、夕方以降や休日の緊急時の電話連絡については町役場警備室につなぐ体制を整備しています。今後も、学校閉庁日を含め同様の対応を継続し、教員の負担軽減を図っていきます。

## イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### (ア) 調査・統計等への回答

- 調査内容を毎年度精査し、調査回数の縮減や回答方法の工夫、デジタル技術の活用などによる更なる負担軽減を図るとともに、教員以外でも対応可能な業務について、スクールサポートスタッフの活用をすすめます。

### (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- 学校運営協議会によるホームページや教育委員会による SNS 等を活用し、学校が広報作業に費やす時間の縮減を図ります。また、学校ホームページの作成や更新作業については、ICT 支援員が担えるよう支援します。

### (ウ) ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICT に係る技術や知識の有無に関わらず、日常的に機器や設備の保守・管理が行えるよう、委託による専用ヘルプデスクの支援を行うとともに、ICT 支援員の配置を継続します。あわせて、システム改修等を通じた教員の負担軽減についても検討します。
- 児童・生徒のアカウント等の管理に係る教員の負担軽減を図るため、ICT 支援員による管理を継続します。

### (エ) 学校プール等の施設・設備の管理

- プール施設の点検や清掃等については、業者への委託を継続します。また、一部小中学校で実施している民間スイミング教室の活用については、効果検証を行いながら、教員の負担軽減の観点から継続して実施します。

### (オ) 校舎の開錠・施錠

- 教頭に役割を固定せず、庁務作業員や教員も含めた役割分担により対応し、一部の管理職に業務負担が偏らないようにします。

### (カ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮

- 児童・生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材等による見守りを行うなど、学校と地域の連携・協働による支援を検討していきます。

(キ) 校内清掃

- 教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等による清掃を行うなど、学校と地域の連携・協働による支援を促進します。

(ク) 部活動

- 活動時間は町のガイドラインに基づき、平日の活動は週4日以内、活動時間は2時間程度、大会期間を除いた土日の活動は、どちらか1日3時間程度とします。
- 部活動指導員の配置拡充に加え、部活動指導員による単独引率に係る条件整備や、部活動の見守りを行う地域人材の配置等について検討します。
- 令和7年12月に国から示された改定ガイドラインの趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について、検討していきます。
- 大会運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、中体連等と協議していきます。

**ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務**

(ア) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援やスクールサポートスタッフの活用による負担軽減を進めます。

(イ) 学習評価や成績処理

- 統合型校務支援システムの活用を促進し、児童・生徒情報等のデータ入力の効率化を図ります。

(ウ) 学校行事の準備・運営

- 児童・生徒の成長に必要な行事に精選し、準備・運営に当たっては、学校運営協議会を活用し、地域と連携した運営を進めるとともに、必要に応じて教員以外の人材等を活用します。
- 児童・生徒の安全確保に向けて、校外行事において支援員が引率者として同行できる体制を維持するとともに、保護者ボランティア等の活用についても検討します。

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、教員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。
- 不登校の児童・生徒への指導・支援について、教育支援教室（ヤシの実）や校内教育支援センターと連携・協働した効果的な支援体制を構築します。

**(2) 学校における措置の推進**

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きが

い」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けた方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教員相互、教員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- 授業時数の見直しと併せて、始業前や放課後に行われる児童・生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）の設定を見直すなどの工夫を行います。
- 組織的な授業改善を進めるとともに、教材の共通化を進めるなど、教員個人の負担軽減を進めます。
- 職務経験が少ない教員に対する指導教員の役割を明確にし、助言や支援を得られやすい体制を整備します。
- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- 職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。
- 教員以外でも対応可能な業務について、スクールサポートスタッフの更なる活用を検討します。
- 学校運営協議会における協議等を通じて、取組に対する保護者や地域の理解促進を図ります。

### **（３）教員の健康及び福祉の確保に関する取組**

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- すべての小・中学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善を進めます。
- ストレスチェックの結果等をもとに、必要に応じて、教員が産業医等による助言・指導を受けられるようにします。
- 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定など、これまで行ってきた取組を引き続き進めます。
- 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討します。

## **５ 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- 取組を着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告することとします。
- 保護者、地域に本計画の内容等を周知し、協力を得られるよう努めます。

- 学校における教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図るためには、校長がリーダーシップを発揮し、効果的に学校マネジメントを行うことが重要であるため、必要に応じて伴走支援を行います。
- 教員一人ひとりの働き方改革への意識醸成を図るため、研修を充実します。
- 勤務時間管理システムを活用し、客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、学校長より該当職員に対して個別に注意喚起等を行います。
- 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムを引き続き活用します。
- 教員を対象とした働き方改革に係る意識調査の実施により、当事者である教員の意見や要望などを把握し、実効性ある取組の検討を進めます。
- 教員不足の解消に向け、優れた人材を確保・育成するため、教員募集の周知を広め、教員研修の充実を図ります。